令和４年度宮崎県消費生活センターテレビ CM 放映等業務委託
企画提案競技実施要領

令 和 ４ 年 ６ 月 ３ 日
宮崎県消費生活センター

１　目的

令和４年度宮崎県消費生活センターテレビ CM 放映等業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

２　委託の内容

令和４年度宮崎県消費生活センターテレビＣＭ放映等業務委託仕様書（以下「委託仕様書」という。）による。

３　委託料の上限額

１０，７６５，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）
また、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

４　委託期間

契約締結の日から令和５年３月３１日まで

５　参加資格要件

（１）「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱(昭和４６年宮崎県告示第９３号)第２条に規定する入札参加資格を有する者のうち、サービス(役務の提供）に関する業務で、営業種目が「Ｓ－０１：広告代理」である者。
（２）宮崎県内に本社又は支店(営業所を含む。)を置く者。
（３）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者。
（４）会社更生法(平成１４年法律第１５４号)に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。
（５）この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
（６）県税に未納がないこと。
（７）宮崎県暴力団排除条例（平成２３年条例第１８号）第２条第１号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第４号に規定する暴力団関係者でない者。
（８）地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３２１条の４及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6　企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7　スケジュール

（１）公告	令和４年６月　３日（金）
（２）事前説明会参加申込書の提出締切	令和４年６月１４日（火）
（３）事前説明会	令和４年６月１５日（水）
（４）質問等の締切	令和４年６月２３日（木）午後５時
（５）企画提案競技参加申込書の提出締切	令和４年６月２３日（木）午後５時
（６）企画提案書の提出締切	令和４年７月２０日（水）午後５時
（７）プレゼンテーション（ヒアリング）	令和４年７月２６日（火）
（８）審査結果の通知	令和４年８月　３日（水）までに

8　企画提案競技の方法

（１）事前説明会の開催

日　　時　：令和４年６月１５日（水）午後２時から

場　　所　：当センター２階交流ホール（住所：宮崎市江平西２丁目１番２０号）

事前説明会に参加を希望する者は、事前説明会参加申込書（別紙１）を提出すること。

なお、説明会への参加は企画提案競技参加の必須条件ではない。

①　提出先

下記「12　書類提出及び問合せ先」を参照

②　提出期限

令和４年６月１４日（火）午後５時

③　提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

（２）参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙２）を提出すること。

①　提出先

下記「12　書類提出及び問合せ先」を参照

②　提出期限

令和４年６月２３日（木）　午後５時

③　提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

（３）企画提案書の提出

①　企画提案書の内容

本実施要領２「委託の内容」を参照の上、提案すること。

②　提出書類

ア　企画書（８部）

・　提出する企画案は、１案のみとする。

・　書式はＡ４判（一部Ａ３判を折り曲げても可）とし、ページ番号を挿入する。

イ　見積書（原本１部、写し７部）

・　委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。

・　内訳は、税抜き表示を基本とする。

ウ　誓約書（１部）

・　別紙３により提出すること。

③　提出先

下記「12　書類提出及び問合せ先」を参照

④　提出期限

令和４年７月２０日（水）午後５時

⑤　提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥　留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

（４）プレゼンテーション（ヒアリング）

日　　時　：　令和４年７月２６日（火）午後２時から

場　　所　：　当センター２階交流ホール（住所：宮崎市江平西２丁目１番２０号）

実施方法　：　参加者によるプレゼンテーション方式

①　プレゼンテーションは、１者当たり、説明２０分　質疑１０分　計３０分

②　各社の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。

（５）質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙４）を提出すること。

①　提出先

下記「12　書類提出及び問合せ先」を参照

②　提出期限

令和４年６月２３日（木）午後５時

③　提出方法

電子メール又はファックス　（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④　問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

（６）審査項目

個別項目と全体項目について評価を行う。

〈個別項目〉

① テレビ CM の放映
・放映時間帯や放映時期が視聴に適した時間構成となっているか。
・パブリシティによる啓発を積極的に行っているか。
② ラジオ CM の放送
・放送時間帯や放送時期が視聴に適した時間構成となっているか。
・パブリシティによる啓発を積極的に行っているか。
③ 落語による高齢者等の啓発
・本事業の趣旨を理解した上で、実効性のある企画内容となっているか。
・放送時間帯や放送時期が視聴に適した時間構成となっているか。
④ 消費者教育を推進する取組
・本事業の趣旨を理解した上で、実効性のある企画内容となっているか。
・提案の内容は、本事業の目的を達成するために効果的であるか。
・高齢者や若年者に対応した提案となっているか。
⑤ その他の取組
・本事業の趣旨を理解した上で、実効性のある企画内容となっているか。
・独自提案の内容は、本事業の目的を達成するために効果的であるか。

〈全体項目〉
① 全体構成
・本事業の趣旨を理解した上で、全体の企画構成バランスはどうか。
・事業を実施することで、県民への情報の波及効果が期待できるか。
② 運営体制
・業務実施に必要な人材や体制が確保されているか。
・新型コロナ感染症の影響を十分に考慮した内容となっているか。
③ 経済性
・提案に対しての経費は妥当か。また、節減が図られているか。
④ 実績
・本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。

（７）選定方法
複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した１者を受託候補者として選定する。

（８）審査の通知
令和４年８月３日（水）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

（９）当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。
① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
② 提案書を期限までに提出しないとき

③　提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
④　虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
⑤　提案の内容が契約上限額を超えているとき
⑥　①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

（10）（９）に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

９　契約の方法

（１）受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、随意契約を行う。

（２）受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10　契約保証金

宮崎県財務規則（昭和３９年宮崎県規則第２号）第１０１条の規定による。

11　その他

（１）この業務に関する制作物の著作権及び複製権は、全て宮崎県に帰属するものとする。
（２）企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
（３）委託料の支払い方法は、精算払いとする。
（４）提出された資料は、返却しない。

12　書類の提出先及び問合せ先

（１）住所　〒８８０－００５１　宮崎市江平西２丁目１番２０号
（２）担当　宮崎県消費生活センター　啓発担当（担当者　松木・福嶋）
（３）連絡先　　電話番号　　０９８５－３２－７１７１
　　ファックス番号　０９８５－３８－８７２７
　　メールアドレス　shohiseikatsu-c ＠ pref.miyazaki.lg.jp

（別紙１）

宮崎県消費生活センター　啓発担当　（松木、福嶋）　行き
（ＦＡＸ：０９８５－３８－８７２７）

事前説明会　参加申込書

（令和４年度宮崎県消費生活センターテレビＣＭ放映等業務委託）

会　社　名	
代表者職氏名	
担当者氏名	
電話番号	
ＦＡＸ番号	
電子メールアドレス	
参加者数	

※　ご質問がありましたら、ご記入ください。事前説明会で回答します。

※　確認のため、電子メール又はファックス送信後に必ず電話連絡をお願いします。
（電話：０９８５－３２－７１７１）

（別紙２）

宮崎県消費生活センター　啓発担当　（松木、福嶋）　行き
（ＦＡＸ：０９８５－３８－８７２７）

企画提案競技　参加申込書

（令和４年度宮崎県消費生活センターテレビＣＭ放映等業務委託）

会　社　名	
代表者職氏名	
担当者氏名	
電話番号	
ＦＡＸ番号	
電子メールアドレス	
参加者数	

※　確認のため、電子メール又はファックス送信後に必ず電話連絡をお願いします。
（電話：０９８５－３２－７１７１）

（別紙３）

年　　月　　日

宮崎県消費生活センター所長　殿

住所
ﾌﾘｶﾞﾅ
氏名　　印

（法人にあっては名称及びその代表者職氏名）

誓　約　書

私は、令和４年度宮崎県消費生活センターテレビＣＭ放映等業務委託の企画提案競技の参加に当たり、下記の参加資格の要件を全て満たしていることを誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

□　「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和４６年宮崎県告示第９３号）」第２条に規定する入札参加資格を有する者のうち、サービス（役務の提供）に関する業務で、営業種目が「Ｓ－０１：公告代理」である者

□　宮崎県に本店又は支店（営業所）を置く者

□　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者

□　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者

□　この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者

□　県税に未納がない者

□　宮崎県暴力団排除条例（平成２３年条例第１８号）第２条第１号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第４号に規定する暴力団関係者でない者

□　地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３２１条の４及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

（別紙４）

宮崎県消費生活センター　啓発担当　（松木、福嶋）　行き
（ＦＡＸ：０９８５－３８－８７２７　Ｅ-mail： shohiseikatsu-c ＠ pref.miyazaki.lg.jp）

企画提案競技 質問書

（令和４年度宮崎県消費生活センターテレビＣＭ放映等業務委託）

会社名	
担当者氏名	
【質問内容】	

※　確認のため、電子メール又はファックス送信後に必ず電話連絡をお願いします。
（電話：０９８５－３２－７１７１）